

平成 17 年 9 月 20 日

金融庁 監督局銀行第一課 御中

全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」(案)に対する意見について

今般、当協会では、平成 17 年 8 月 19 日付「主要行等向けの総合的な監督指針」(案)に対する意見書を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針(案)」に対する意見

全国銀行協会

| 意見の該当箇所 | 意見 |
|--|--|
| 総論 | 本指針の考え方は、検査部局との連携を通じて金融検査マニュアルとも整合性がとられていくとの理解でよいか。 |
| 総論 | 本指針により、「2年、3年ルール」は廃止されるとの理解でよいか。 |
| 8 頁 - 4 (10) 国際的な監督水準の確保 | 「別紙1の監督上の検証プロセスに関するガイダンスを参照のこと」とあるが、オペレーショナル・リスク管理については、今後予定されている告示の改正とともに、本指針の「リスク管理」の項目の一つとして明確化されていくとの理解でよいか。 |
| 9 頁 - 5 - 1 主要行等向け監督指針の位置付け | 金融改革プログラムの「工程表」に記載のある事務ガイドライン等の改正等(17年12月目処)で対応する予定の項目(金融機関の取締役の資質に関する規定の具体的な着眼点の明確化、金融業界自身による行動規範の確立に向けた検討など)については、今後、本指針に盛り込まれるとの理解でよいか。 |
| 12 頁 - 1 - 1 - 2 (3) 定期的なヒアリング | 今回新設される各種定期的なヒアリングについては、他のヒアリング・報告との関係で、極力、重複感がないようお願いしたい。 |
| 13 頁 - 1 - 1 - 2 (3) リスク管理ヒアリング | リスク管理ヒアリングの実施時期(年2回、3月及び9月頃を目処)について調整は可能との理解でよいか。具体的には、内部管理の一環として実施している課題の設定やレビューの各行の実情に応じたタイミングで行うことは可能か。また、本ヒアリングは、先般要請があった「リスク管理高度化計画」への取組みにおいて求められているものとの理解でよいか。 |
| 45 頁 1-4(2) 経営管理(ガバナンス) | 「経営管理(ガバナンス)態勢に重大な問題があると認められる場合には… 監査役設置会社と委員会等設置会社の制度間の移行の検討等を求めるものとする」とあるが、この両者は、同様の機能を発揮しえないと考えているのか。 |
| 50 頁 - 2 - 1 - 1 - 3 (2) イc 自己資本の適切性(資本の質) | 「配当以外の名目で配当に相当する現金等が当該優先証券の投資家に支払われる場合には、当該現金等の金額を含む」とあるが、これは、配当金に代えて株式を交付する場合を含むとの理解でよいか。 |
| 51 頁 | 優先出資証券又は負債性資本調達手段等の償還を行う場合 |

| | |
|--|---|
| <p>- 2 - 1 - 1 - 3 (3) 自己資本の適切性 (資本の質)</p> | <p>に、「再調達が遅くとも当該償還後遅滞なく行われているか、留意する」とあるが、「遅滞なく」の基準について、例えば、「自己資本比率算出の基準となる同一会計期間内」等の具体例を記載して頂くことは可能か。</p> |
| <p>5 1 頁 - 2 - 1 - 1 - 3 (3) (注) 自己資本の適切性 (資本の質)</p> | <p>優先出資証券の償還日より前に、その償還を行うために資本調達 (再調達) を行う場合に、「当該資本調達が行われた時点以降償還日までの間は、償還予定額の自己資本への算入を認めないものとする」とあるが、これは、償還予定の優先出資証券の償還が事実上確定 (即ち、関係当局の事前承認を踏まえて投資家に償還通知を発送) した時点以降について、自己資本 (Tier 1) への算入を認めないものとするとの理解でよいか。</p> <p>また、再調達手段が普通株や優先株の場合、既存の優先出資証券に算入枠超過部分があれば、まず当該超過部分が優先株や普通株に置き換わったものとみなしてよいか。</p> |
| <p>6 8 頁 - 2 - 3 - 1 - 2 (3) リスクを考慮した収益管理等</p> | <p>リスク調整後の収益、RAROC等の指標が示されているが、あくまで例示であり、各行における評価指標の選択に制約を与えることを意図しているわけではないとの理解でよいか。</p> |
| <p>6 9 頁 - 2 - 3 - 1 - 4 (5) 統合リスク管理</p> | <p>自己資本比率規制上の資本は、Tier + Tier であるにもかかわらず、主要なリスクは、「自己資本の基本的項目 (Tier)」でカバーすることが求められているが、この趣旨を確認したい。また、「主要なリスク」の概念は多様であり、その対象や計測手法等については、今後、監督当局との議論の中で明確にされていくとの理解でよいか。</p> |
| <p>7 1 頁 - 2 - 3 - 2 - 1 - 2 (2) 信用リスク管理</p> | <p>「取締役会は、営業推進部門と審査管理部門の分離、あるいは、与信管理部門及びリスク管理部門の設置等、適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか」とあるが、金融検査マニュアル「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト .1.(4)リスク管理のための組織の整備」の文言『与信監査部門及びリスク管理部門の設置』との整合性を勘案し、「与信監査部門及びリスク管理部門の設置」と変更して頂きたい。</p> |
| <p>7 2 頁 - 2 - 3 - 2 - 2 - 2 (2) 大口与信管理</p> | <p>信用リスク分散手法について、個別列挙された「与信上限の設定や債権流動化など」は、これらを必須ないし最低要件とするものではないとの理解でよいか。</p> |
| <p>7 3 頁 - 2 - 3 - 2 - 2 - 2 (3)</p> | <p>信用リスクに応じた与信量制御手法について、個別列挙された「コベナンツ、シンジケート・ローンや債権流動化などの</p> |

| | |
|--|--|
| 大口与信管理 | 活用」は、これらを必須ないし最低要件とするものではないとの理解でよいか。 |
| 76頁 - 2 - 3 - 2 - 3 - 2 (3) 八 不良債権の健全債権化 | 「大口貸出先のDESについての時価評価の適用」が確認事項として記載されているが、「平成14年10月9日付企業会計基準委員会による実務対応報告第6号『デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い』」(DESにより受け入れた株式が優先株等の種類株式である場合には、「平成15年3月13日付企業会計基準委員会による実務対応報告第10号『種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い』」)が適切に行われていることを求めているとの理解でよいか。 |
| 77頁 - 2 - 3 - 2 - 3 - 2 (5) 危険債権以下の債権に対する取組み | オフバランス化については、債務者の特性(業種、規模、地域性等)やオフバランス化の手法(再生・処理)に応じ、各行が適切に判断し、個別に期限等の設定や管理を行うとの理解でよいか。 |
| 88頁 - 3 - 1 - 3 - 1 - 1 (4) 本人確認、疑わしい取引の届出義務 | 「国際社会の厳しい要請」とあるが、わが国の本人確認法による要請を超えたものを想定しているとの理解でよいか。また、現時点において、具体的にどのような国際社会の要請を想定しているのか。 |
| 89頁 - 3 - 1 - 3 - 1 - 2 本人確認、疑わしい取引の届出義務 | 「弁護士法に基づく照会」とあるが、弁護士の顧客以外の第三者に関する情報の開示については、原則として銀行の守秘義務が弁護士法の照会に基づく報告義務に優先すると考えられている。本指針においても、これら従来の考え方は変更されないとの理解でよいか。 |
| 100頁 3 2 4 3 (2) 口 貸出条件緩和債権 | 従来の事務ガイドラインでは、金利減免債権と元本返済猶予債権が判定対象となっていたが、本指針においては、金利支払猶予債権、経営支援先に対する債権、一部債権放棄を実施した債権、代物弁済を受けた債権、債務者の株式を受け入れた債権についても「基準金利」の判定対象となったとの理解でよいか。例えば、金利支払猶予債権については、「基準金利」の考え方を導入するのは馴染まないと考えるが、如何か。 |
| 100頁 3 - 2 - 4 - 3 (2) 口 c 貸出条件緩和債権 | 「経営支援先に対する債権」の具体的事例として「債権放棄やDESなどの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的支援の蓋然性が高い債務者に対する貸出金」としているが、ここでの「追加的支援」とは債権放棄やDESなどの抜本的な支援との理解でよいか。 |
| 101頁 3 2 4 3 (2) 八 | 「金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果・・・基準金利が適用される場合と実質的に同等の利 |

| | |
|--|--|
| 貸出条件緩和債権 | 回りが確保されると見込まれる場合・・・貸出条件緩和債権には該当しない」とあるが、これは倒産確率の低下に伴う各行の基準金利の低下との理解でよいか。また、この場合、貸出金の更改など条件改定のタイミングにない場合も、解除可能との理解でよいか。 |
| 102頁 3-2-4-3(2) 八(注4)なお書き 貸出条件緩和債権 | 「(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する」とあるが、(注2)の「抜本的な」の要件二に関連しては、例えば、計画策定以降に銀行全体の基準金利が何らかの要因で上昇するといった、判定対象債務者の業況等とは直接的に関係しない事象も考えられる。「これらの要件を欠く」の意味するところは、「債務者の信用リスクの増加を伴ってこれらの要件を欠く」場合、あるいは「当該債務者の事情により取引の総合的な採算が低下しこれらの要件を欠く」場合であるとの理解でよいか。 |
| 103頁 -3-2-5(2) 情報開示(ディスクロージャー)の 適切性・十分性 | 「財務報告に係る内部統制システム」については、現在、企業会計審議会において検討中の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)」の議論との整合性が図られるようお願いしたい。 |
| 106頁 3-3-1-2(2) 契約時点等における説明 | デリバティブ取引を中途解約した場合の解約精算金については、「解約精算金の計算方法を書面で交付して説明すること」としているが、「解約精算金の考え方(概略)」について書面を交付して説明すること」でよいか。 |
| 121頁 3-4-3-2(3)、 プライベートバンキング等の留意点 等 | 隔壁を確立すべき対象の「リーガル・ユニット」とは、具体的には「法人格」を指すとの理解でよいか。 |
| 122頁 -3-4-3-2(5) プライベートバンキング等の留意点 等 | 「マネー・ローンダリングや疑わしい取引を審査・検証する経験者の配置」とあるが、当該経験者が本業務を行う営業部署等に配置されることは必ずしも要さず、-3-1-3-1(本人確認、疑わしい取引の届出義務)に規定する管理態勢に本業務が含まれていることで足りるとの理解でよいか。 |
| 127頁 -3-6-1-2(2) | 「システムリスク管理体制の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか」 |

| | |
|--|--|
| システムリスク | とあるが、「客観的な水準が判定できるもの」について、具体例を記載して頂くことは可能か。 |
| 128頁 - 3 - 6 - 1 - 2 (5) システムリスク | 「システム関連事務を外部委託する場合」に含まれる「外部のサービスの利用」の対象範囲は、外部委託契約を締結した関連事務を対象とするとの理解でよいか |
| 130頁 - 3 - 6 - 1 - 3 (2) システムリスク | 「重要なシステムの更新等」とは、障害が発生した際に顧客サービスに混乱をきたし、決済システムに重大な影響を及ぼすものと各行が判断したものととの理解でよいか。 |
| 131頁 - 3 - 6 - 2 - 2 (2) ATMシステムのセキュリティ対策 | 「一定の基準」とは、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準(金融情報システムセンター)」等に示されている基準との理解でよいか。 |
| 132頁 - 3 - 6 - 2 - 2 (3) ATMシステムのセキュリティ対策 | 「不正払戻しに係る損失の補償に係る規程を整備するに当たっては」とあるが、補償の実務に関する基準は必ずしも規程(例:カード約款)により整備するとは限らないため、例えば、「不正払戻しに係る損失の補償に係る行内基準を整備するに当たっては」と変更して頂きたい。 |
| 132頁 - 3 - 6 - 2 - 2 (3) ATMシステムのセキュリティ対策 | 被害が発生した場合の補償のあり方について、「約款、顧客対応方針等において、統一的な対応を定めているか」とあるが、所謂「カード約款」については、全銀協等の定めに基づき、各行の判断によって採用するものであることから、例えば、「顧客対応方針等において統一的な基準を定めているか」と変更して頂きたい。 |
| 133頁 - 3 - 6 - 3 - 2 (1) 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用 | 「金融機関相互のシステム・ネットワークのサービス」の中には、SWIFT等の海外を含むサービスや日銀ネット等の公共機関等のサービス等、サービス形態が異なるものが存在すると思われるが、各々のリスクの度合いに応じた管理を行うとの理解でよいか。 |
| 134頁 - 3 - 7 - 2 (2)、(3) インターネットバンキング | (2) においては、既に「セキュリティに係る包括的なプログラム」が存在する場合、その中で運用していくことで差し支えないとの理解でよいか。また、(2) 「実態把握と防止策の措置」と、(3) 「利用者保護の措置」のそれぞれの観点で考慮された措置が同一となるケースもあるとの理解でよいか。 |
| 145頁 3 9 2 (1) 海外業務管理 | 「各海外営業店の業務運営実態及び現地法制に十分な知識・経験を有する内部監査担当者及び法令等遵守担当者が配置されているか」とあるが、内部監査担当者の設置については、海外の全拠点に配置するのではなく、現行金融検査マニュアル 25 頁 -1-(3) 「一定規模以上のリスクが有ると取 |

| | |
|---|---|
| | <p>締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者を設置しているか」のとおり、銀行側のリスク判断に委ねる運用が認められているとの理解でよいか。</p> |
| <p>146頁 - 3 - 9 - 2 (2) 海外業務管理</p> | <p>「リスク度合等に応じて各種リスク管理手法の高度化が図られているか」とあるが、各種リスク管理手法の高度化の具体的な方策については、それによるメリットとコストを比較した上での判断との理解でよいか。</p> |
| <p>173頁 3 3 6 (4) 子会社等に係るその他の留意事項</p> | <p>「関連又はいわゆる『緊密先』」とあるが、銀行法施行規則第14条の7に規定する「緊密な者」との理解でよいか。</p> |

以 上